

費用についてのご案内

緩和ケア病棟の入院費用は、健康保険の対象となります。

- ❖ 限度額適用認定証を提示した方は、入院費用は自己負担限度額までとなります。
- ❖ 限度額適用認定証の提示のない方は、通常通りの請求となります。自己負担限度額を超える高額な医療費支払いの場合は、高額療養費制度の対象となります。

< 緩和ケア病棟に 30 日間入院された場合 >

○70 歳未満の方（3 割負担の方）の自己負担金額は…

- ❖ 限度額適用認定証の提示あり：医療費（所得区分による自己負担額）＋食事代、（個室代）、自費分
 - ❖ 限度額適用認定証の提示なし：医療費 約 45 万円（入院費）＋食事代、（個室代）、自費分
- < 入院費のうち、下記を超えた分の医療費は高額療養費として、後日請求することで戻ります >

< 高額療養費制度における自己負担限度額 >

❖70 歳未満の方

所得区分	自己負担限度額	多数該当
ア 健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保：年間所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
イ 健保：同 53 万～79 万円以下 国保：同 600 万～901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
ウ 健保：同 28 万～50 万円以下 国保：同 210 万～600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
エ 健保：同 26 万円未満 国保：同 210 万円以下	57,600 円	
オ 住民税非課税の方	35,400 円	24,600 円

❖70 歳以上の方

所得区分	自己負担限度額		多数該当
	個人単位(通院のみ)	世帯単位(通院・入院)	
現役並み 所得者	月収 83 万円以上・ 課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
	月収 53 万円以上・ 課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
	月収 28 万円以上・ 課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
一般所得者 月収 26 万円以下・ 課税所得 145 万円未満等	18,000 円 (年 144,000 円)	57,600 円	
住民税非課税世帯区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
住民税非課税世帯区分Ⅰ		15,000 円	

- 1 ヶ月に通院・入院がある場合や同世帯に医療費がかかった方が複数いる場合、合算して上記の限度額を超える場合は、超えた分の一部が戻ってくることがあります。詳しくは、お住いの市町村役場の高齢者医療等の窓口までご相談ください。詳しくお知りになりたい方は、ソーシャルワーカーまでご相談ください。

